

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成20年1月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び予定数量 カルシウム系溶融助剤（直島側） 2,384,000キログラム
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 納入場所 香川郡直島町 香川県直島環境センター内
- (5) 入札方法

入札金額は、対象物品1キログラム当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額（1円未満の端数がある場合は、小数点第2位までの額）を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成20年2月8日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。
- (3) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。
- (4)本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- (5) 過去3年間（平成17年1月8日から平成20年1月7日までの間をいう。）において、本公告に示した購入物品と同種又は類似物品の販売実績があること。
- (6) 本公告に示した購入物品の規格に合致した物品を確実に納入し得ることを証明した者であること。

3 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、2の(5)及び(6)に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成20年2月8日午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければならない。

入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を適切かつ確実に納入することができる認められた者に限り入札の対象とする。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び問い合わせ先

郵便番号761-3110 香川郡直島町2628-1 香川県直島環境センター 電話番号087-892-2981

ただし、入札書を入札日に持参により提出する場合にあっては、(3)に記載した日時及び場所による。

- (2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

可とする。ただし、郵便書留又は信書便でこれに準ずる方法を用い、かつ、親展の封書で送付されるものに限る。（郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による入札書の受領期限は、平成20年2月29日午後5時までとする。）

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年3月3日午後3時 郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県庁本館12階第5会議室

- (4) 入札説明書等の交付場所

(1)に掲げる場所のほか、次の場所で行う。

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県環境森林部廃棄物対策課資源化・処理事業推進室計画・調整グループ 電話番号087-832-3225

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 入札説明書による。

- (3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

- (4) 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

- (5) 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、契約時に入札価格の内訳書の提出及び事情聴取を求める場合がある。

- (6) 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

- (7) 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

- (8) 契約書作成の要否 要

- (9) 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成20年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、効力が生ずる。

(10) その他 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased:

Calcium-based auxiliary melting agent 2,384,000kg

(2) Time-limit for tender: 15:00p.m., march 3, 2008

(3) Contact point for the notice:Naoshima Environment Center, Kagawa Prefectural

Government, 2628-1, Naoshima-cho, Kagawa-gun, Kagawa-ken, Japan 761-3110 Tel 087-892-2981